

## 令和 8 年 2 月平戸市教育委員会定例会議事録

日 時	令和 8 年 2 月 19 日(木) 午後 1 時 30 分開会 午後 3 時 40 分閉会
場 所	教育委員会応接室
出席委員	氏田裕也委員、田中まきこ委員、三輪昌美委員、山村昭文委員
出席者	入口教育長、石田教育次長、松永学校教育課参事監、永田教育総務課長、本岡生涯学習課長、松尾文化交流課長

委員名	質 疑 等
教育次長	<p>(日程第 1 開会)</p> <p>ただ今から、令和 8 年 2 月平戸市教育委員会定例会を開催させていただきます。</p> <p>それでは、平戸市教育委員会会議規則の規定により、教育長が議長として会議の進行をよろしくお願いいたします。</p>
教育長	<p>皆様、こんにちは。先月は、平戸市南部市民屋内運動場の落成に合わせ、現地見学を行い、また、1 月 31 日には落成式が開催され、委員の皆様にもご出席いただき、ありがとうございました。寒い中ではありましたが、関係者一同が会し、無事に落成をお祝いできたことは何よりでした。せっかくの施設ですので、市民の皆様に使っていただくことが大事と思いますので、今後は P R と維持管理に務めていきたいと考えております。</p> <p>さて、本日は議案 22 件があがってきております。議案第 26 号は人事案件でございますので、その審議については日程第 6 その他の後に回して行いたいと思います。</p> <p>盛りだくさんの内容となりますが、皆様方には、本日も、慎重なる審議をお願いいたします。</p>
教育長	<p>(日程第 2 議事録署名委員の指名について)</p> <p>日程第 2 議事録署名委員の指名についてですが、平戸市教育委員会会議規則第 16 条第 2 項の規定に基づき、2 月定例会の議事録署名委員に山村委員、氏田委員を指名いたします。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
教育長	<p>(日程第 3 議事録の承認について)</p> <p>日程第 3 議事録の承認につきましては、1 月定例会の議事録について事前に送付しておりましたので、ご確認いただいていると思います。何かご不明な点等はございませんか。</p>

	<p>異議がございませんので、1月定例会の議事録については、承認することといたします。</p>
教育長	<p>(日程第4 教育長の報告について) 次に、日程第4 教育長報告です。 実績の主なものについては、1月29日、生月小学校閉校記念式典が開催され、それ以後の行事等につきましては前回報告したとおり行われ出席をしておりますのでご一読ください。</p>
	<p>今後の予定ですが、2月22日、山田小学校閉校記念式典が山田小学校で開催され、24日、3月平戸市議会定例会の開会、26日からは一般質問、3月1日、県立猶興館高等学校卒業証書授与式、午後からは県立佐世保特別支援学校高等部卒業証書授与式に出席しました。2日、市校長研修会、5日、ライオンズクラブ様より毎年、防犯ブザーをいただきており贈呈があります。13日、市内中学校卒業証書授与式、午後からは県立佐世保特別支援学校小・中学部卒業証書授与式があり田平中学校へ、17日、市内小学校卒業証書授与式、21日、平戸市民表彰式・教育委員会表彰式が田平町民センターで開催され、24日、市内小・中学校修了式が行われます。以上、報告させていただきます。</p>
教育長	<p>(日程第5 議事) 日程第5 議事に入ります。 議案第5号 平戸市学校運営協議会規則の一部改正について、事務局の説明を求めます。</p>
学校教育課参事監	<p>議案第5号 平戸市学校運営協議会規則の一部改正について、平戸市学校運営協議会規則の一部を改正したいので、平戸市教育長に対する事務委任規則第2条第7号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるもので、改正内容は、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置を実施するための計画の策定・公表、計画の実施状況公表が義務付けられたこと、また、学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する基本的な方針に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含めることとなったことから、本規則の一部を改正するものです。 以下、説明省略。</p>
教育長	<p>事務局の説明が終わりました。委員の皆様から何かご質問、ご意見があればお願いいたします。</p>
教育長	<p>(「ありません。」の声あり。) それでは、議案第5号 平戸市学校運営協議会規則の一部改正について、</p>

	<p>原案のとおり可決いたします。</p> <p>次に、議案第6号 平戸市立学校管理規則の一部改正について及び、議案第7号 平戸市学校評議員要綱の一部改正については関連していますので、一括して事務局の説明を求めます。</p>
学校教育課参事監	<p>議案第6号 平戸市立学校管理規則の一部改正について及び、議案第7号 平戸市学校評議員要綱の一部改正については、平戸市教育長に対する事務委任規則第2条第7号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものです。議案第6号 平戸市立学校管理規則の一部改正の改正内容は、市内学校に「主務教諭」が配置された場合、平戸市学校管理規則内に「主務教諭」の職名及び役職内容の規定が必要であるため、本規則の一部を改正するものです。議案第7号 平戸市学校評議員要綱の一部改正の内容については、平戸市立学校管理規則の一部改正に伴い引用する条項に変更があるため本要綱の一部を改正するものです。</p> <p>以下、説明省略。</p>
教育長	<p>事務局の説明が終わりました。委員の皆様から何かご質問、ご意見があればお願いいたします。</p>
委員	<p>主務教諭の役割、役職はどのような立場でしょうか。</p>
学校教育課参事監	<p>主幹教諭は校長、教頭のサポートを行い学校運営に関わる役職で配置されますが、主務教諭は教職員間の調整などの立場で配置され、管理職でない役職となります。</p>
委員	<p>配置する場合は、県教育委員会または市教育委員会などから依頼し配置されるのでしょうか。</p>
教育長	<p>学校規模に応じて、主務教諭の割り当てが行われるようです。ただし、配置の基準などは今のところ明確にされていません。</p>
教育長	<p>他に、質問などありませんか。</p> <p>(「ありません。」の声あり。)</p>
教育長	<p>それでは、議案第6号 平戸市立学校管理規則の一部改正について及び、議案第7号 平戸市学校評議員要綱の一部改正については、原案のとおり可決いたします。</p> <p>次に、議案第8号 平戸市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部改正について、事務局の説明を求めます。</p>

教育総務課長	<p>議案第8号 平戸市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部改正について、平戸市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を次のように改正したいので、平戸市教育長に対する事務委任規則第2条第7号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものです。改正内容は、公共施設予約システム導入により利用申込など学校施設開放に係る手続きをシステムで対応できることとなることから、本規則の一部を改正するものです。</p> <p>以下、説明省略。</p>
教育長	<p>事務局の説明が終わりました。委員の皆様から何かご質問、ご意見があればお願いいたします。</p>
委員	<p>インターネットからの予約について、予約の仕方や周知はどのようにするのでしょうか。</p>
生涯学習課長	<p>施設の利用者にも、各公民館などの施設から周知を行うようしています。また、窓口でも職員が対応するようにしています。</p>
委員	<p>カギは使わないで、暗証番号だけでできるようになるのでしょうか。</p>
生涯学習課長	<p>鍵システムを導入するのは7施設であります。鍵のボックスに暗証番号を入力し鍵を取り出して施設の開錠を行います。キーレスの施設もありますが現在の鍵と併用し、災害等においても対応できるように現物の鍵での対応を行うようになっています。</p>
教育長	<p>それでは、議案第8号 平戸市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部改正について、原案のとおり可決いたします。</p> <p>次に、議案第9号 平戸市学校給食費条例施行規則の一部改正について、事務局の説明を求めます。</p>
教育総務課長	<p>議案第9号 平戸市学校給食費条例施行規則の一部改正について、次のように改正したいので、平戸市教育長に対する事務委任規則第2条第7号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものです。改正内容は、平戸市立学校管理規則第3条の改正による学年始休業日が1日増加したこと、物価高騰により学校給食費の価格改定及び令和8年度から小学校段階の学校給食費に係る食材費について、国県から予算補助が実施され給食費の実質無償化が行われることから、本規則の一部を改正するものです。</p> <p>以下、説明省略。</p>

教育長	<p>事務局の説明が終わりました。委員の皆様から何かご質問、ご意見があればお願いいたします。</p> <p>(「ありません。」の声あり。)</p>
教育長	<p>それでは、議案第9号 平戸市学校給食費条例施行規則の一部改正について、原案のとおり可決いたします。</p> <p>次に、議案第10号 平戸市学校給食アレルギー代替食支援補助金交付要綱の制定について、事務局の説明を求めます。</p>
教育総務課長	<p>議案第10号 平戸市学校給食アレルギー代替食支援補助金交付要綱を次のように制定したいので、平戸市教育長に対する事務委任規則第2条第7号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものです。制定内容は、令和8年度から小学校段階の学校給食費無償化の実施に伴い、食物アレルギー等による非喫食者が代替食を持参する児童の保護者に対し、代替食費用相当額を支援するため要綱を制定するものです。</p> <p>以下、説明省略。</p>
教育長	<p>事務局の説明が終わりました。委員の皆様から何かご質問、ご意見があればお願いいたします。</p> <p>(「ありません。」の声あり。)</p>
教育長	<p>それでは、議案第10号 平戸市学校給食アレルギー代替食支援補助金交付要綱の制定について、原案のとおり可決いたします。</p> <p>次に、議案第11号 平戸市立学校給食共同調理場条例施行規則の一部改正について、事務局の説明を求めます。</p>
教育総務課長	<p>議案第11号 平戸市立学校給食共同調理場条例施行規則の一部改正について、平戸市教育長に対する事務委任規則第2条第7号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるもので、改正内容は栄養士法の改正に伴い、管理栄養士養成施設卒業者に係る管理栄養士国家試験受験資格としての栄養士免許取得を不要とする改正があっており、栄養士の免許を有しない者が管理栄養士となるケースが生じることから管理栄養士を追加するため、本規則の一部を改正するものです</p> <p>以下、説明省略。</p>
教育長	<p>事務局の説明が終わりました。委員の皆様から何かご質問、ご意見があればお願いいたします。</p>

	<p>(「ありません。」の声あり。)</p>
教育長	<p>それでは、議案第 11 号 平戸市立学校給食共同調理場条例施行規則の一部改正について、原案のとおり可決いたします。</p> <p>次に、議案第 12 号 平戸市スクールバス管理運営規則の一部改正について、事務局の説明を求めます。</p>
教育総務課長	<p>議案第 12 号 平戸市スクールバス管理運営規則の一部改正について、平戸市教育長に対する事務委任規則第 2 条第 7 号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものです。改正内容は、令和 8 年 4 月 1 日から根獅子小学校、山田小学校の統廃合により、新たにスクールバスを運行する必要があることから、本規則の一部を改正するものです。</p> <p>以下、説明省略。</p>
教育長	<p>事務局の説明が終わりました。委員の皆様から何かご質問、ご意見があればお願いいたします。</p> <p>(「ありません。」の声あり。)</p>
教育長	<p>それでは、議案第 12 号 平戸市スクールバス管理運営規則の一部改正について、原案のとおり可決いたします。</p> <p>次に、議案第 13 号 平戸市遠距離等児童・生徒通学費補助金交付要綱の一部改正について、事務局の説明を求めます。</p>
教育総務課長	<p>議案第 13 号 平戸市遠距離等児童・生徒通学費補助金交付要綱の一部改正について、平戸市教育長に対する事務委任規則第 2 条第 7 号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるもので、中学校における休日の学校部活動が地域クラブ活動に展開することから、生徒に係る遠距離補助金算出の基礎となる一月あたりの日数を 25 日から 20 日に改正するため、本要綱の一部を改正するものです</p> <p>以下、説明省略。</p>
教育長	<p>事務局の説明が終わりました。委員の皆様から何かご質問、ご意見があればお願いいたします。</p>
委員	<p>対象者への保護者へ納得がいくよう周知をお願いします。</p>
教育総務課長	<p>対象者となる保護者への周知は行うようになります。</p> <p>(「ありません。」の声あり。)</p>

教育長	<p>それでは、議案第 13 号 平戸市遠距離等児童・生徒通学費補助金交付要綱の一部改正について、原案のとおり可決いたします。</p> <p>次に、議案第 14 号 平戸市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱の制定について、議案第 15 号 平戸市地域認定クラブ活動の活動費等支援補助金交付要綱の制定について、議案第 16 号 平戸市認定地域クラブ活動参加者支援補助金交付要綱の制定については関係がありますので一括して、事務局の説明を求めます。</p>
教育総務課長	<p>議案第 14 号 平戸市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱の制定についてから議案第 16 号 平戸市認定地域クラブ活動参加者支援補助金交付要綱の制定については、平戸市教育長に対する事務委任規則第 2 条第 7 号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものです。</p> <p>まず、議案第 14 号 平戸市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱の制定については、学校部活動の地域展開について、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインが策定され、地域クラブの認定要件及び認定手続きが示されたことから、国が示した認定要件等に沿った認定における要綱を制定するものです。</p> <p>次に、議案第 15 号 平戸市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱の制定については、休日の認定地域クラブ活動が安全・安心した活動、質の高い指導等が担保されるよう参加生徒数、指導者数及び活用頻度に応じて活動費を支援し、当該活動への継続した支援体制を整備する必要があるため本要綱を制定するものです。</p> <p>次に、議案第 16 号 平戸市認定地域クラブ活動参加者支援補助金交付要綱の制定については、生徒が認定地域クラブに所属したことで新たに発生する保護者の経済的負担を軽減するため、要保護・準要保護世帯の保護者が負担する認定地域クラブの参加費の補助及び離島にある生徒が島外の大会等に参加するためのフェリー旅客運賃の補助を行うため本要綱を制定するものです。</p> <p>以下、説明省略。</p>
教育長	<p>事務局の説明が終わりました。委員の皆様から何かご質問、ご意見があればお願いいたします。</p> <p>(「ありません。」の声あり。)</p>
教育長	<p>それでは、議案第 14 号 平戸市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱の制定について、議案第 15 号 平戸市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱の制定について、議案第 16 号 平戸市認定地域クラブ活動参加者支援補助金交付要綱の制定について、原案のとおり可決いたします。</p>

	<p>次に、議案第 17 号 平戸市社会体育施設条例施行規則の一部改正について、議案第 18 号 平戸市総合運動公園条例施行規則の一部改正について、議案第 19 号 平戸市生月町勤労者体育センター条例施行規則の一部改正について、議案第 20 号 平戸市生月町 B&amp;G 海洋センター条例施行規則の一部改正について、議案第 21 号 平戸市学校屋外運動場夜間照明施設管理条例施行規則の一部改正については関連していますので一括して、事務局の説明を求めます。</p>
<p>生涯学習 課長</p>	<p>議案第 17 号 平戸市社会体育施設条例施行規則の一部改正について、議案第 18 号 平戸市総合運動公園条例施行規則の一部改正について、議案第 19 号 平戸市生月町勤労者体育センター条例施行規則の一部改正について、議案第 20 号 平戸市生月町 B&amp;G 海洋センター条例施行規則の一部改正について、議案第 21 号 平戸市学校屋外運動場夜間照明施設管理条例施行規則の一部改正については、平戸市教育長に対する事務委任規則第 2 条第 7 号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものです。</p> <p>まず、改正内容は令和 8 年 4 月から通信回線を利用した公共施設予約システム導入により利用申込などオンラインを活用するため現在の規定で対応できないことから一部を改正することと、利用団体等において施設間の減免に相違があったことから規定の統一化を図ることなどから、本規則の一部を改正するものです。</p> <p>以下、説明省略。</p>
<p>教育長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。委員の皆様から何かご質問、ご意見があればお願いいたします。</p>
<p>委員</p>	<p>平戸市社会施設条例施行規則の一部改正で、照明使用料の減免率に福祉施設、保育所、幼稚園などが無いのはなぜでしょうか。</p>
<p>生涯学習 課長</p>	<p>障がい者の団体、認定こども園や保育園などが夜間に照明を使用して施設を使用した例がありませんでしたので、今回対象としていません。実際に事例が出てきた場合で減免対象となりえる場合には、市長が特別の理由があると認めた場合として検討したいと思います。</p>
<p>教育長</p>	<p>他に質問はありませんか。</p> <p>(「ありません。」の声あり。)</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、議案第 17 号 平戸市社会体育施設条例施行規則の一部改正について、議案第 18 号 平戸市総合運動公園条例施行規則の一部改正について、議案第 19 号 平戸市生月町勤労者体育センター条例施行規則</p>

	<p>の一部改正について、議案第 20 号 平戸市生月町 B&amp;G 海洋センター条例施行規則の一部改正について、議案第 21 号 平戸市学校屋外運動場夜間照明施設管理条例施行規則の一部改正について、原案のとおり可決いたします。</p> <p>次に、議案第 22 号 平戸市スポーツ推進事業実施規則の一部改正について及び、議案第 23 号 平戸市スポーツ推進事業補助金交付要綱の一部改正について関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。</p>
生涯学習課長	<p>議案第 22 号 平戸市スポーツ推進事業実施規則の一部改正について及び、議案第 23 号 平戸市スポーツ推進事業補助金交付要綱の一部改正について、平戸市教育長に対する事務委任規則第 2 条第 7 号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものです。改正内容は、長崎県民体育大会の名称が長崎県民スポーツ大会に変更となり文言を変更するため、本規則等の一部を改正するものです</p> <p>以下、説明省略。</p>
教育長	<p>事務局の説明が終わりました。委員の皆様から何かご質問、ご意見があればお願いいたします。</p> <p>(「ありません。」の声あり。)</p>
教育長	<p>それでは、議案第 22 号 平戸市スポーツ推進事業実施規則の一部改正について及び、議案第 23 号 平戸市スポーツ推進事業補助金交付要綱の一部改正について、原案のとおり可決いたします。</p> <p>次に、議案第 24 号 平戸市少年スポーツ団体運営費助成金交付要綱の一部改正について、事務局の説明を求めます。</p>
生涯学習課長	<p>議案第 24 号 平戸市少年スポーツ団体運営費助成金交付要綱の一部改正について、平戸市教育長に対する事務委任規則第 2 条第 7 号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるもので、改正内容は令和 8 年 4 月から、スポーツ安全保険の少年スポーツ指導員対象の年間掛金額が変更となることから、本要綱の一部を改正するものです。</p> <p>以下、説明省略。</p>
教育長	<p>事務局の説明が終わりました。委員の皆様から何かご質問、ご意見があればお願いいたします。</p> <p>(「ありません。」の声あり。)</p>
教育長	<p>それでは、議案第 24 号 平戸市少年スポーツ団体運営費助成金交付要綱</p>

<p>教育長</p>	<p>の一部改正について、原案のとおり可決いたします。</p> <p>次に、議案第 25 号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 25 号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、議会の議決を経るべき事件の議案について、市長から意見を求められたことに伴い、平戸市教育長に対する事務委任規則第 2 条第 9 号の規定による意見を申し出るものです。議案の内容につきましては「令和 7 年度平戸市一般会計補正予算（第 8 号）」及び「令和 8 年度平戸市一般会計予算について」であります。</p> <p>以下、説明省略。</p>
<p>教育長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。委員の皆様から何かご質問、ご意見があればお願いいたします。</p> <p>（「ありません。」の声あり。）</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、議案第 25 号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について、原案のとおり可決いたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>（日程第 6 その他）</p> <p>次に、日程第 6 その他の 1 のその他の報告に移ります。</p> <p>次に、各課長報告について、教育総務課長から順番に説明をお願いします。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>まず、主な実績報告です。1 月 29 日、生月小学校閉校記念式典、2 月 1 日、平戸市 P T A 連合会研究大会中部大会、平戸市生涯学習講演会、3 日、令和 7 年度一般会計予算の 3 月補正予算ヒアリング、5 日、市議会 2 月臨時会産業建設文教委員会では大島小学校への寄附金の審議、6 日、第 3 回学校予算委員会、13 日、第 2 回拡大予算委員会があり令和 8 年度の平戸市当初予算について説明を行いました。</p> <p>今後の予定ですが、2 月 22 日、山田小学校閉校記念式典、3 月 3 日、3 月市議会定例会の産業建設文教委員会、17 日、志々伎小学校の卒業式、21 日、平戸市表彰式、教育委員会表彰式の予定です。以上です。</p>
<p>学校教育課参事監</p>	<p>まず、主な実績報告です。1 月 27 日、公立高等学校特別選抜入試、29 日、生月小学校閉校記念式典、夕方は学校部活動及び新たな地域別クラブ活動検討委員会、2 月 9 日、校長面談が 16 日まで、17 日、公立高校一般選抜入試が 18 日まで、18 日、地区別教育長会が田平支所会議室で開催されまし</p>

<p>生涯学習課長</p>	<p>た。</p> <p>今後の予定ですが、3月5日、公立高校一般選抜入試合格発表、12日、公立高校チャレンジ選抜入試があり、27日、教職員退職者辞令交付式が予定されています。以上です。</p> <p>まず、主な実績報告です。1月26日、例規審査会、29日、第2回県少年補導センター連絡協議会会長会、31日、南部市民屋内運動場竣工祭・落成式があり約100名の参加者があり終了しました。2月1日、平戸市PTA研究大会中部大会、平戸市生涯学習講演会がふれあいセンターで開催され約150名の参加がありました。11日、南部市民屋内運動場完成記念イベントを開催しプロのサッカー選手を招待しV・ファーレン長崎のサッカー教室を小学5～6年生対象として行い約50名の参加者がありました。15日、第20回平戸市公民館大会を開催し、一般の方、表彰者を併せて約250名の出席者でありました。</p> <p>今後の予定ですが、3月6日、公益社団法人長崎県スポーツ協会第3回生涯スポーツ委員会、13日、長崎県子ども会育成連合会、第3回理事会が開催され出席する予定です。17日、中野小学校卒業式、20日、Kidsジョブチャレンジ2026in平戸が開催され図書館で受け入れる予定としています。以上です。</p>
<p>文化交流課長</p>	<p>まず、主な実績報告です。2月18日、第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭平戸市実行委員会第4回総会を開催し解散しました。</p> <p>今後の予定ですが、2月20日、アルベルゴの一環であるアーティストin平戸レジデンス 田中かえ平戸に現る展を開催します。21日、第50回平戸椿まつり、22日、大学連携している長崎県立大学共同研究の春日集落活性化プロジェクト報告会を春日集落案内所かたりなで開催、26日、令和7年度ノールトワイク市姉妹都市交流事業報告会を未来創造館で開催します。3月13日、寺院コンサートを誓願寺で開催、18日、オランダ、中国の国際交流員のこれまでの活動報告会を本庁会議室で開催する予定です。以上です。</p>
<p>教育長</p>	<p>報告が終わりました。委員の皆様から何かご質問、ご意見があればお願いいたします。</p> <p>(「ありません。」の声あり。)</p>
<p>教育長</p>	<p>続きまして、(3)教育次長報告をお願いします。</p>
<p>教育次長</p>	<p>まず、実績報告の主なものについて説明します。</p> <p>教育長、各課長との重複するものは、なるべく割愛し、主なものについ</p>

	<p>て、説明いたします。</p> <p>実績報告についてですが、1月28日に、ワン大村ミーティングという大村市の教職員を中心として保護者、競技団体の代表などの関係者を一堂に会した学校部活動の地域クラブ展開に向けてのミーティングに出席しました。</p> <p>本市を含む多くの自治体では、少子化という流れの中での地域展開を模索中ですが、大村市では市内6校の中学校で、生徒数が、ほぼ横ばいで推移しており、また、平日の16時30分から及び休日については、既に社会体育として育成会が主体となって活動しているため、割と支障なく地域展開が可能であるとのことでした。</p> <p>本市においては、本年度6団体が認定クラブとして活動しておりますが、今後の国の動向等を注視しながら、まずは、休日の部活動の地域展開完了を目指し取り組んでいきたいと考えております。そのための本市学校部活動及び新たな地域クラブ活動検討会に29日に出席しました。</p> <p>30日には、2月定例部長会議及びDX推進本部会議に出席し、2月5日には、市議会臨時会が開催され、先月の教育委員会において承認いただきました「大島小学校への篤志家からの100万円の寄付」及び「その使い道」について「令和7年度平戸市一般会計補正予算（第6号）」の中で審議、承認いただいたところです。</p> <p>16日には、振興公社評議員会、18日には国民文化祭平戸市実行委員会、本日午前中には3月定例部長会議、公共施設総合管理計画会議及び行政改革推進本部会議が開催され、出席しました。</p> <p>なお、指名審査委員会は、1月26日、30日、2月13日に開催され、20日も予定されております。</p> <p>今後の予定ですが、3月1日は北松農業高等学校卒業証書授与式に出席予定です。また、市議会3月定例会は2月24日に開催される予定であり、今回は、先ほど議案第25号で各課長から説明があった「令和7年度平戸市一般会計補正予算（第8号）」及び「令和8年度平戸市一般会計予算」の2件を上程する予定であり、一般質問には、11名中、教育委員会関係は、辻議員、山内議員、岡議員、岡村議員から通告されています。以上です。</p> <p>報告が終わりましたが、委員の皆様から何かご質問、ご意見があればお願いいたします。</p> <p>（「ありません。」の声あり。）</p> <p>教育長 (4)その他について、何かないでしょうか。</p> <p>（「ありません。」の声あり。）</p>
--	--

教育長	次に、次回の教育委員会定例会の日程等について、事務局から説明をお願いします
教育次長	事務局といたしましては、次回の定例会を、3月23日(月)の午前9時30分の開催を考えております。
教育長	それでは、次回定例会は、3月23日(月)午前9時30分から教育委員会応接室において開催するということで決定いたします。
教育長	<p>それでは、日程第5にもどりまして、議案第26号 平戸市教育委員会の所管に属する小中学校教職員の人事異動について、教職員の人事に関する案件であります。</p> <p>よって、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書」の規定に基づき、当該議案にかかる会議は非公開とし、「平戸市教育委員会会議規則第19条」の規定に基づき、議事録に記載しないこととしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p>
教育長	<p>委員の皆様におかれましては、人事案件であり、守秘義務がございますので、メモの禁止、また、資料については、会議終了後に回収させていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>本議案に関係しない事務局職員の退席をお願いします。</p> <p>これより、会議を非公開といたします。</p> <p>※非公開</p>
教育長	それでは、会議を再開します。
教育長	<p>(日程第7 閉会)</p> <p>以上すべての協議が終了しました。</p> <p>以上をもちまして、令和8年2月教育委員会定例会を終了いたします。</p> <p>皆様お疲れ様でした。</p>

午後 3 時 40 分 閉会

令和 8 年 2 月 19 日

議事録署名人

署名人 委員 \_\_\_\_\_

署名人 委員 \_\_\_\_\_

議事録調製職員